

定 款

一般社団法人 地域問題研究所

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人地域問題研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県を中心とする地域社会開発の諸問題についての調査研究を行い、健康で明るい地域社会の創造と、あわせて公共の福祉増進に寄与することをもって目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会開発の諸問題についての研究会、討論会、講演会、講習会、見学会等の事業
- (2) 地域づくりの担い手となる市町村職員等と地域社会開発に関する諸問題についての共同研究、研修の場として開催する市町村ゼミナール等地域づくりリーダーの育成に関する事業
- (3) 公共団体、公共的団体等の委託により行う地域社会開発の諸問題についての調査研究等の事業
- (4) 公共団体、公共的団体、大学、非営利団体、学識経験者、企業等と協働、連携して行う調査研究等の事業
- (5) 地域づくり活動の支援に関する事業
- (6) 地域社会開発の諸問題についての調査研究に関する研究発表、研究誌、情報誌等の発刊、諸資料頒布等の事業
- (7) その他この法人の目的達成のため必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した地域社会開発に関する専門知識を有する学識経験者又は地域社会開発に関する学習若しくは実践活動を行っている個人
- (2) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した県市町村等の地方公共団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、正会員2名の推薦により、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

2 この法人の特別会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を理事長に提出する。

(会費)

第7条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令若しくはこの定款で定められた事項又は法人の運営に関する重要事項

(開 催)

第 13 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とし、通常総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 4 総会は理事長がやむを得ないと認めるときは書面もしくは、オンライン会議システム等により開催することができる。

(招 集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法(電子メール・FAX)により、開催日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 15 条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解 散
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 総会を書面の決議により開催す場合は、書面表決により行う。

(表決委任等)

第 18 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について

書面や電磁的方法(電子メール・FAX)により、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、オンライン会議システム等の方法により表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した正会員の中からその総会において選出された2名が、議長とともに記名押印しなければならない。

第5章 役 員 等

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理 事 6名以上12名以内
- (2) 監 事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。
3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
3 理事長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常

総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は再任されることができる。
- 5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の決議により、理事長がこれを委嘱する。

第6章 理 事 会

(構 成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならぬ。

(権 限)

第29条 理事会は、次の事項について決議する。

- (1) 総会において議決した事項の業務の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において予め定めた理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もし

くは電磁的方法(電子メール・FAX)により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はさらに短縮することができる。

4 理事会は、理事長がやむを得ないと認めるときは、書面もしくはオンライン会議システム等により開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事会において予め定めた理事を議長とする。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない場合は、オンライン会議システム等の方法により表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第35条 資産は、基本財産と運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第36条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の二以上の議決を経て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(基本財産の運用益)

第37条 基本財産の運用益は、第4条に規定する事業の費用に充てるものとする。

(資産の管理)

第38条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第39条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに定款及び会員名簿を備え置くものとする。

(剩余金)

第43条 この法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第46条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 雜 則

(業務執行)

第48条 業務執行に関する組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(細 則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の代表理事は篠塚行夫とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。